

令和 6 年 3 月
千早赤阪村議会総務民生常任委員会
会議録

開会 令和 6 年 3 月 1 2 日

閉会 令和 6 年 3 月 1 2 日

千早赤阪村議会

令和6年3月総務民生常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和6年3月12日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委員長	徳丸 初 美	委員	井 上 浩 一
副委員長	藤 浦 稔	委員	服 部 幸 令
委員	千 福 清 英	委員	田 村 陽

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	南 本 斎	秘書企画課長	日 谷 順 彦
副 村 長	稲 山 喜与一	危機管理課長	菊 井 秀 行
村政戦略部長	中 野 光 二	総 務 課 長	酒 見 健 司
総 務 部 長	赤 阪 秀 樹	税 務 課 長	北 浦 信 行
健康福祉部長	池 西 昌 夫	住 民 課 長	森 田 洋 文
産業建設部長兼災害復旧室長	菊 井 佳 宏	福 祉 課 長	山 谷 光 代
戦略推進課長	安 井 良 之	健 康 課 長	仲 谷 聡 子

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	石 橋 成 元
--------	---------	---------	---------

7. 付議案件

1. 議案第 4 号 千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止について
2. 議案第 5 号 千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の改正について
3. 議案第 6 号 千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について
4. 議案第 7 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
5. 議案第 8 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
6. 議案第 11 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について

7. 議案第 1 2 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 4 号）
8. 議案第 1 3 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
9. 議案第 1 3 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
10. 議案第 1 4 号 令和 5 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
11. 議案第 2 3 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について

午前 11 時 10 分 開会

○徳丸委員長 ただいまの出席委員は 6 名です。定足数に達していますので、総務民生常任委員会を開催します。

本委員会に付託されました案件は、条例案 7 件、補正予算 4 件、計 11 件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審議は 1 議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第 4 号千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 議案第 4 号千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止についてご説明いたします。

本議案は、国において宅地造成等規制法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 26 日に施行され、同法が宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法に改正され、盛土等の規制については土地の用途にかかわらず全国一律で包括的に規制されることとなりました。この盛土規制法による規制は、都道府県において規制の区域指定が行われ、運用が開始されることになり、大阪府においては、本村も含め全域が区域指定されるため、本条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、施行期日として、第 1 項では、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

経過措置として、第 2 項では条例廃止前の許可申請について、第 3 項では条例廃止後の許可期間について、第 4 項では条例廃止前の命令について、第 5 項では土砂搬入禁止区域の指定について、第 6 項では条例廃止前の罰則の適用について、従前の例による規定として定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

この案件なんですけれども、これは要するに管轄の主体が府のほうになるというふうに以前お伺いいたしましたけれども、その場合に土砂の埋立てを村が察知した場合、村としてどのように対応されるのか、お伺いいたします。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 4月以降は府の監督のもとになるんですけれども、当然村、行政体が村域区域でそういう事例を発見した場合は大阪府に通報するという形を取る必要がございますんで、ただその規定等、今回500平米以上の土地で1メートル以上もし盛土をされれば、この法律の対象になってきます。そこらは大阪府さんが判断していくことになりますが、通報等々がありましたら大阪府につないでいくという形になります。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

今回大阪府の監督になるということで、懸念しておりますのは、例えば住民の方がどこかで土砂埋立てをしてるというのを発見されて、村のほうに土砂埋立てしてるでというふうに情報が入ったとして、その際に、分かりました、じゃあ府のほうへ行ってください、咲洲のほうへ行ってくださいというような対応ではなくて、やっぱりそこは村が主体として村から通報するというようにしていただきたいかったので、今回こんなふうにご質問させていただきました。そういうふうな対応をしていただけるということで、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

○徳丸委員長 ほかにないですか。

服部委員。

○服部委員 今の田村委員の話にもありますとおり、まず村民さんが情報提供するっていうのはやっぱりこの本村役場であると思いますし、昨今カスタマーハラスメント、俗に言うカスハラなんかがはやってるというか、そういう問題もありますので、やはりまずはこの村できちんと村民さんに対応しないと、なぜ対応してくれないんやとか、もしくは本当に暴力事件なんかに発展することになって、やっぱり村の職員を守るっていう意味でも村としての対応が問われると思いますので、そのあたりはやはり村としてきちんと対応するように要望しておきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑はありませんか。

井上委員。

○井上委員 以前も説明されたときに聞いたと思うんですけど、今回厳しくなるということで、今まで現状でも行われて済んだ部分というのが結構あると思うんですけど、そのあたりに関して遡って云々というのはどういう形でどうなるのかっていうのを、分かる範囲で結構なんで教えていただければと思います。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 本村におきまして村条例での規制の対象となった件は、過去は1件ございまして、既に工事等も完了されて、手続も全部済んでる状態でございます。そのほかの条例に係らない部分につきましては、一定一部埋立て等をされた事例もございます。

それとあと、一件、委員の皆様方をご承知のとおり、中津原におきまして一定無許可での条例に抵触するであろうという事例が1件ございましたが、この場合は土砂の撤去も一旦完了しておる状態でございます。

経過措置といたしまして、今のところ新たな申請等々の事例も今は把握はしておりませんが、4月1日以降は大阪府において法律に基づいて規制をいただけるということで、よろしくお願いしたいと思います。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。村としては今現状では問題になるようなところはないという認識でよろしいんですかね。

大変大きな事故が起こってこういう規制法ができたんですけど、村の中では従前にもう既に宅地造成とかをされて現状に至っているところがたくさんあると思うんですけど、そのあたりについては例えば大阪府が何か調査するとか、国が調査するとか、そういうことはあるんでしょうかね。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 現在、大阪府の条例案件も村内にもございまして、一定いま少しちょっと進捗が止まっているような状況もございますけれども、大阪府における案件で新たな新法に基づく案件については、適切に対応いただけるものと承知をしております。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 そうしましたら、今のお答えであれば、現在進行中ということでよろしいんですかね。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 現在、本村において条例等に反する案件であろうという案件については今は現状把握はしておりませんが、手続にのっとって今進行されてるところもございます。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

日谷秘書企画課長。

○日谷秘書企画課長 それでは、議案第5号千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案につきましては、本村の下水道事業が本年4月1日から地方公営企業法適用事業となることから、本条例を適用させるために所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右が改正前、左が改正後でございます。

改正後の定義の第2条におきまして、条例等の定義において、地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 委員会開会前に誤字脱字ということで修正がありましたけれども、本来この「を含む」というここの脱字っていうのは、もうこれがあるかないかで大分意味が変わってくると思うんですよね。といいますのも、これは村の条例及び規則っていうことになってますけど、これは「含む」がなければ、その規則すなわち地方自治法の第138条の4第2項に規定する規定及び地方公営企業法第10条に規定する規定を管理規定ってことに

なってしまって、何かもう規則と規定がほぼ同じような書き方になってしまっていると思うんです。

お聞きしたいのは、なぜこれがチェックを漏れて議会上で上がってしまったのかということなんです。恐らく皆さん決裁される際にチェックしておられるはずなんですけれども、結構これは重要な変更であるにもかかわらず、そのチェックが漏れた理由及び経過というのを教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 今回の条例改正におきまして決裁を取っております。その段階において「を含む」ということで決裁上は最初になってるんですけども、最終議案として総務課のほうにデータを送付するんですけども、その段階において一部その修正のところで修正が「を含む」のところを消してしまったものをデータとして総務課に送ってしまったというところで、その点で漏れが出てきたということでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 つまり、修正前と修正後のデータが2つあって、誤って修正後のものではなく修正前のものを送ってしまい、それがそのまま議会上で上がったという解釈で合っていますか。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 決裁後の部分につきましては「を含む」という形になっておったんですけども、実際にそれを清書して校合して総務課のほうにデータを送る際に、そのところのチェックで「を含む」というところを削除してしまったというところで、こういう状況に陥ったということでございます。だから、最終的にその決裁の部分と校合の部分が、そのチェックがうまくできていなかったというところで生じたものと考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっとよく分からなかったんですけども、それは決裁を取られた後に文面を修正されたということですかね。どうなんですか、普通は決裁を取った後に文面を修正するって、そしたら決裁と変わってしまいますやん。それが通常に行われているんですかね。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 当然決裁をしていく中で意思決定をされていきますので、その段階

で当然修正とかというのは、加筆とかということは当然あり得ると思います。ただ、この今回の部分につきましては、「を含む」という形で最終決裁は下りてるんですけども、先ほど申し上げた総務課のほうにデータを最終送る際に、要はこの「を含む」以外のところの修正もあったんですけども、そのところで少し勘違いといいますか、そのところがうまくいってなくて、削除してしまったものをデータとして総務課のほうに議案に送ってしまったということでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 決裁が下りた段階で修正が発生して、その修正を実際反映させるときに誤って修正されているところではない「を含む」という部分を消してしまったということでご合ってますか。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 そのとおりでございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。正直修正されていないところをなぜ削除してしまったのかというのが結構理解に苦しむところではあるんですけども、できるだけそういうことの起こらないように最終チェックをしっかりと行っていただきたいと思います。万が一これがこのまま通ってしまっておりましたら、非常にまたまた修正ということになるかと思えますので、よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 すみません、そもそもなんですけど、この情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例で、この意味するものっていうの、具体的に何がどうなるのかっていうのを教えていただければと思います。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 いわゆる行政手続のオンライン化を進めるということがこの条例の趣旨になっております。各事業を進めるに当たって、条例であったり規則に基づいて事業とか事務事業を進めているわけなんですけども、その行政手続の中で書面によって手続を進める、例えば申請書あるいは届出書といったものを書面によって手続するというようなことが書かれてる場合が往々にしてあるんですけども、当然書面による手続に加えて、さらに行政手続の簡素化を図ったり、あるいは利用者の利便性を向上させるという意味で行政手続のオンライン、いわゆる電子申請といいますか、そういったところを推進するっ

てというのがこの条例の趣旨ということになっております。

以上でございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

○徳丸委員長 日谷秘書企画課長。

○日谷秘書企画課長 それでは、議案第6号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、昨年6月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が廃止されることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

右が改正前、左が改正後でございます。

まず、改正後の第2条の定義におきまして、今回の法改正により追加された定義と同様、第6号に特定個人番号利用事務の定義、第7号に利用特定個人番号の定義を追加するものでございます。

次に、第4条個人番号の利用範囲において、第2条の定義の追加及び法別表第2の廃止に伴いまして、改正前の第4条第2項中の当該特定個人情報及び第3項中の同表の第4欄に掲げる特定個人情報を、改正後、利用特定個人情報に改めるものでございます。

また、改正前の第4条第3項中の法別表第2の第2欄に掲げる事務を、改正後、特定個人番号利用事務に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 今回、特定個人番号利用事務ってことで、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務とありますけれども、こちらは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律でどのように規定されている事務なのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 法律の中におきまして、主に社会保障制度の分野、医療・保健・福祉といった分野であったり、あるいは税制の分野、税金の関係の分野とか、あるいは防災の関係の分野において個人番号を含む特定個人情報を活用できるということで、法律の中で定められてます。この19条の部分につきましては、いわゆるそういう個人番号を含む特定個人情報を情報連携すると。要するに国と例えば都道府県あるいは国と村といった形で、行政間でその情報連携を図ることができる事務ということで定められているということでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。ということは、個人情報が使用できる範囲が拡張される、言葉を変えれば使いやすくなるということでしょうか。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 昨年公布されたこの法の改正につきましては、一つは今ご指摘のとおり個人番号の利用の範囲を拡大することと、あと先ほど申し上げた情報連携という部分、こちらにつきましては、法律の中でこれまでは別表第2っていうところで情報連携交流事務ができますよということで定められておったんですけども、そのところもこの別表第2が廃止されて、いわゆる各省庁の庶務省令っていうんですけども、いわゆる村で

言えば規則とかに値する分、いわゆる議会の議決が要らないといいますかっていう形で、より柔軟に、迅速に対応できるようにということで改正をされているということでございますので、そういうことでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 僕個人としては、別にこの個人番号、特定個人情報というのに何か反対とかそういう意見を持ってるわけではないんですけれども、やはり一つ範囲が拡張されるといって、ちょっと懸念をされる方もいらっしゃるかなとも思うんです。そういう懸念があつてマイナンバーとかを申請していないって方もいらっしゃいますんで、そのあたりをどういうふうに行行政として考えておられるのか。この改正が何か住民の方々に悪影響を与えるという可能性というのはどうなんでしょう、ないように考えておられるんでしょうか。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 この法律におきましては、個人番号にひもづいてそれぞれの個人に関する情報っていうのが活用できるということになるんですけども、そのところで一定のセキュリティーといいますか、保護するということも踏まえて、この法律で利用範囲も定めてということでやってるかと思しますので、カードを作られてる、作られていないというところもあるかも分かりませんが、一定この個人番号を活用して行政の運営を円滑に進めたりとか、住民さんの利便性の向上を図るという意味では非常に国のほうも押し進めている部分でございますので、そういった意味では粛々と進めるといいますか、やっていくべきものかなというふうには考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。

実際に懸念される住民の方々がいらっしゃるわけですから、そういった方々の懸念をできるだけ払拭するような行政をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○徳丸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第7号千早赤阪村手数料条例の改正についてご説明いたします。

本議案の主な内容は、令和5年5月の介護保険法改正に伴いまして、指定介護予防支援事業者の申請を、地域包括支援センター設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとされ、これまで村で行っていた指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査について、令和6年4月1日から南河内広域事務室の広域事務として統合されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお開きください。

別表第9の2項において6項が欠落していたため、追加するものでございます。

6項が、指定密着型サービス事業者の指定の申請及び指定密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する申請についてを規定しております。

10項につきましては、文言を改めるものでございます。

15項につきましては、指定介護予防支援事業者は、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も対象となったことから、文言を追加するものでございます。

2ページをご覧ください。

19項及び20項は、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の申請と指定の更新の申請に対する審査の手数料を定めるため、追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 介護についてあまりよく分かっておりませんで、基本的なことについて教えていただきたいんですけれども、指定居宅介護支援事業者、そして指定介護予防支援事業者、この2つの違いってのはどのあたりにあるのかお伺いできますでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 指定居宅介護予防支援事業者のほうは、要支援者、要支援1、2、予防を中心になんですけれども、そちらのほうの支援をする事業者になります。指定居宅介護支援事業者っていいのですが、予防だけではなく介護1から5の方についてのサービスの調整とかそういったプランを立てたりとか、そういったことのできる事業所になります。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。主に対象の範囲が異なるということかなと理解いたしました。

そこでお伺いしたいのが、この改正後の文中において、別表第9の19において、文言中に「同時に申請を行う場合に限る」という言葉が入っております。同時に申請を行うというのは、この指定居宅介護支援事業者の指定と指定介護予防支援事業者の指定、この申請を同時に行うという意味だと思いますけれども、ということは、この両方の事業をしておられる事業者というものが結構あるということなんでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 居宅介護支援事業者というのは、もう従来から民間の事業者が指定はされてます。今回の指定居宅介護予防支援事業者というのは、地域包括支援センターの設置者でないと指定のほうができなかったのが、今回初めて同時に申請できるということになります。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 つまり、この同時に申請するということは、同一の事業者が指定居宅介護支援事業と指定介護予防支援事業と、その両方をしておられる場合を想定しているということでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○田村委員 分かりました。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

服部委員。

○服部委員 別表第9の10号で、改正後に事業所の所在地が本村の区域内にあるものに限るというふうに変わってるんですが、村の事業者に限ると何か限定的になってしまったことによって、何か以前のサービスと変わってしまうこととかってというのはあるんでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 変わるってということよりも、この文言を入れなければ、村以外にほかの市町村に申請した場合それぞれ手数料が発生して負担が大きくなるということで、事業所の所在地のところで申請する分について手数料を頂くってということで、この文言を入れております。

以上です。

○徳丸委員長 服部委員。

○服部委員 ということは、今まではそれぞれに市町村に払ってたところを、村に限るというふうにという理解でよろしいでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 これまで指定介護予防支援事業者っていうのは、地域包括支援センター設置のところでないと指定のほうはできなかったもので、村はもう地域包括支援センター1か所ですので、ほかに影響はございません。

○服部委員 分かりました。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 8 号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 議案第 8 号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、国民健康保険法の一部改正の施行に伴う退職被保険者の経過措置の廃止と、また大阪府下の国民健康保険料の統一による保険料の端数処理を大阪府の算定基準に統一するため、改正を行うものでございます。

新旧対照表の 1 ページをお願いします。

条例第 11 条の 3、3 ページまでの改正でございますけれども、退職被保険者の廃止による字句の削除等とともに一般被保険者の区分も不要となることから、同様に整備を行い、国民健康保険法の改正に伴う引用条文の規定整備などに伴う改正でございます。

3 ページ中段をお願いします。

第 12 条でございます。

第 12 条では、一般退職被保険者の削除など規定整備とともに、保険料を大阪府の算定基準に統一するため、保険料の賦課額を 10 円単位から 1 円単位とし、第 2 項において、基礎賦課額に 1 円未満の端数処理を切り捨てる規定を追加するものでございます。

第 13 条は、5 ページまでの改正でございますけれども、同様に被保険者区分の規定整備、法改正に伴う引用条文の規定整備でございます。

5 ページをお願いします。

第 15 条は、一般退職被保険者区分の整備、また保険料率は大阪府で決定し、告示を行うこととなるので、村条例の規定である第 2 項、第 3 項を削除するものでございます。

次の第 15 条の 2、改正前の箇所ですけれども、退職被保険者等に係る基礎賦課額の規定で、次の 6 ページまで全規定を削除するものでございます。

次の 15 条の 6 の 2 から 16 ページまで、第 22 条の 4 までについては、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金の関係規定、介護納付金の関係規定、低所得者の保険料の減額、未就学児の被保険者均等割額の減額、出産被保険者の保険料の減額について、同様に法改正に伴う一般退職被保険者の規定整備、引用条文の規定整備、保険料を大阪府算定基準へ統一するための端数処理の規定を整備するものでございます。

16 ページをお願いします。

次に、附則でございます。

施行期日として、第 1 項は、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。経過措置

として、第2項では、この条例による改正後の第6章の規定、第6章は保険料の規定でございすけれども、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

一応確認なんですけれども、3ページで第12条の2項に行きまして、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てと。これまで10円未満でしたのがここで1円未満と変更されておりますが、これは僅かではありますけれども、値上げと言えは値上げってことになるんですかね。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 大阪府の算定基準に統一ということで、おっしゃるとおり数円その部分の端数処理で上がる場合もございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 そうですね。例えば今まででしたら19円でしたら10円になったところが、これからは19円としてそのまま賦課されるということになるのかなと思います。

あと、12ページの第18条の終わりのほうなんですけど、ここで今回「もしくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から」っていうところで、この「もしくは特例退職被保険者等ではなくなった」というところが削除されておられますけれども、ここが削除された理由というのを。というのも、その前の特例退職被保険者等となったっていうところはそのまま生きてるわけですね。この「なくなった」って、ここが削除された理由っていうのがどういったところにあるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 副村長。

○稲山副村長 この規定は月割りの計算をする際の規定でございまして、当然例えば特例退職被保険者等となった日もありますし、ではなくなった日もあるということでやってたんですけれども、基本的にはその部分が対象ではなくなったということでございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 恐らく何か妥当な理由があるのかなと思うんですけれども、先ほど脱字があったっていうことなので、念のためちょっと気になったので聞かせていただいているんですけど。何でしたらもうそろそろ時間も時間ですし、ここで一旦休憩していただいて、

また再開後ご答弁いただいてもいいかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

○徳丸委員長 休憩することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。

休憩とします。

13時から再開をします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○徳丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

森田課長。

○森田住民課長 失礼します。先ほど田村委員さんからご質問をいただきました第18条の改正の中で、一番後段ですが、「もしくは特例退職被保険者等ではなくなった日」の削った理由についてでございますが、現在この削った理由について国の条例準則っていうのが示されまして、不要ということで、規定上削除するということに誤りはございませんけれども、今その理由につきまして関係各所に問合せをしている最中でございます。また後日理由が分かればご報告をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。準則どおりということで、削除されることが確実ということであれば、また後で理由をお伺いできたらというふうに思います。

ただ、これ、改正案を作成される際に、できればそこがなぜ削除されるのかとか、その担当者の方のレベルで、示されているからただ削除するっていうだけではなくて、理由も一緒になぜなんだろうというふうに思って、一つの気づきというか、思っただけしたらというふうに思います。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 11 号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 それでは、議案第 11 号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、本村の消防団員等の公務災害補償の補償基礎額を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 5 条第 2 項第 2 号の規定中のアンダーラインを引いております 8,900 円を、9,100 円に改めるものでございます。

また、下段にあります別表をご覧ください。

補償基礎額のほうの階級の団長及び副団長の欄の勤務年数の 10 年未満では 1 万 2,440 円を 1 万 2,500 円に、10 年以上 20 年未満では 1 万 3,320 円を 1 万 3,350 円に、次に分団長及び副分団長の欄の 10 年未満では 1 万 670 円を 1 万 800 円に、10 年以上 20 年未満では 1 万 1,550 円を 1 万 1,650 円に、20 年以上では 1 万 2,440 円を 1 万 2,500 円に。

次のページをお開きください。

次に、部長、班長及び団員の欄の 10 年未満では 8,900 円を 9,100 円に、10 年以上 20 年未満では 9,790 円を 9,950 円に、20 年以上では 1 万 670 円を 1 万 800 円に改めるものでございます。

次に、附則としまして、この条例の施行期日は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、経過措置は、この条例の施行の日の以前に傷病補償年金や損害補償年金などを支給されている場合においても、令和 6 年 4 月 1 日以降からの支給は改正後の基礎額に適用されます。また、令和 6 年 3 月 31 日以前分の支給額は、従前の例と定めるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 一応確認なんですけど、この条例は消防団の団員の方が、例えば消防作業等の最中にもし亡くなった場合、村からは9, 100円支給されますという、そういう理解でよろしいですか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 まず、金額については、まずこの補償基礎額っていうのは9, 100円になるんですけれども、そういった死亡等の場合はその基礎額に対して313か月分掛けるとか、それぞれその障害に応じて変更になります。今回お亡くなりになった場合は、遺族補償という形で遺族の方に補償年金という形で支払われることになります。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。ちょっと安心しました。消防団員として9, 100円かとちょっと思ったので。ありがとうございます。

あと、ここで公正を欠くと認められるときは1万4, 200円を超えない範囲内においてこれを増額というふうにありますけれども、このその者が通常得ている収入の日額に比して公正を欠く、これはどういう場合に公正を欠くというふうに判断されるのでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 まず、消防団員については階級ごとに決まっております。今回この改正のもう一つあるのが、消防の協力者がもしそういう消防活動の中で負傷した場合、その場合、その方の年齢であったりとか職種であったり年収であったり、そういった差が生じます。今のところこの規定では、9, 100円から1万4, 200円の範囲内で決定することになってます。ただ、その金額が幾らかとかというところについては、その方の収入であったり年齢であったりとか、そういうのを加味しながら決定されていくってことになっております。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 そそこでご答弁いただいたところの加味しながらというところ、その加味しながらをどういうふうに加味するのかっていうことをお聞きしてるんです。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 人それぞれの年収がありますので、年収に応じた補償額になると思います。ただ、所得がある方、ない方もいますので、その方の事情に応じて変わりますので、加味っていうのは、その方が仮に年収の高い方であれば最高額の1万4,200円というふうになっていきます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 いえ、その年収が高いというのが、じゃあどの程度を高いとするのかとか、年収五分位階級とかいろいろありますけど、だからそういうところで別に例えば要綱ですとか、そういうところで何か定めておられるのかな、もしくはこれから定めていかれる予定なのかなというところでお聞きしてるんですけども、現状ではそこまで細かい定めはないということよろしいですか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 その補償の基礎額につきましては、消防団員等公務災害補償の事務手続っていうのがありまして、その中に民間協力者の補償基礎額っていう算定方法というか、そういうのがあります。その保障の基礎としましては、過去1年間の収入額に基づいて算定されるということになってます。その収入額を365日で割らさせていただきますと、その1日単位とこの表の9,100円から1万4,200円の範囲でどのように算出されるかで変わるということになります。仮に1万4,200円を超える方であれば、最高額の1万4,200円になるということになります。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。下限と上限が決められていて、低くても9,100円止まりだし、高くても1万4,200円止まりっていうことですね。分かりました。

ただ、どうなんでしょうね、その手続に添うってことなんですけど、その手続に沿うという条例上もしくは何か要綱とかの根拠っていうのが今のところもしないのであれば、それを別に設けておかれたほうがいいのではないかなというふうにも思ったんですけど、いかがでしょう。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 まず、条例に規定するかどうかというところだとは思いますが、実際こういう事務の手引というふうなところでそういうふうには算出するって定めますので、この算出方法が条例等に該当するかっていうところで言うと、いろんな運用のやり方もありますので、条例に定めますというよりは、こういった事務手続上の話です。

で、条例に定めるではなく事務の手引の中で運用していきたいと思います。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 どういうことをお聞きしたいかというと、事務手続に従うということなんですけど、その事務手続に従うという根拠がどこにあるのかというところをお伺いしてるんです。そこがないと、なぜその手続に従うのかっていう理由が、まあ条例上もしくは要綱上、規定でもいいですけど、そこがちょっとないのかなと思ってお聞きしてるんですけど、いかがでしょう。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 田村委員は、全てのものを規定するべきではないかということだと思うんですけれども、どう言ったらいいんですかね、こちらとしての考えでは、この消防団員の公務災害補償という共済基金に基づいて執行してますので、それに準じて運用したいと考えてますので、村が規定するのではなくてそういった消防団員等の公務災害の共済基金の規定に基づいて運用したいと思いますので、村が規定するのではないと考えてます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 村は規定する必要はないってことですね。分かりました。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第12号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)を議題とします。

本議案の総務民生常任委員会所管分について説明を求めます。

酒見総務課長。

○酒見総務課長 議案第12号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）の総務民生常任委員会所管分につきまして説明させていただきます。

それではまず、6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

住基システム改修業務、戸籍情報システム改修業務、新型コロナワクチン接種事業を追加するものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

第3表地方債の補正でございます。

追加となる地方債は、過疎対策事業債の増額による英語指導助手配置事業、災害復旧に係る観光施設災害復旧事業の地方債でございます。

また、変更となる地方債は、事業費の減額に伴う新庁舎建設事業、水道事業一般会計出資債、浄化槽設置補助事業、村道橋梁整備事業、備蓄倉庫等整備事業及び事業費確定に伴う教育施設災害復旧事業の増額、また過疎対策事業債の増額によるスクールバス運行事業、給食調理配送業務委託事業でございます。

廃止となる地方債は、臨時財政対策債でございます。

次に、28ページをご覧ください。

歳出でございますが、全般的に事業費の確定や決算見込みによりそれぞれ不用額の減額、増額や財源更正を行っております。

不用による減額やそれに伴う財源更正につきましては、説明を省略させていただきます。

議会費の会計年度任用職員人件費は、通勤手段の変更による増額でございます。

30ページをお願いいたします。

総務費の職員人件費の退職手当につきましては、退職予定者の増によるものでございます。

次に、32ページをご覧ください。

総務費の基金管理費は、財政調整基金積立金、退職手当基金積立金の増額と各基金の利子収入の決算見込みなどによる増減でございます。

総務費の住民情報系住民処理事務費は、戸籍情報システム改修委託料の増によるものでございます。

次に、36ページをご覧ください。

民生費の社会福祉関係事業費は、避難行動要支援者名簿の対象者増による通信運搬費の増額でございます。

民生費の介護訓練等給付費は、障害者の訓練等の給付見込額の増による増額でございます。

次に、38ページをご覧ください。

民生費の地域生活支援事業費は、基幹相談支援センター及び相談支援事業等委託料の増額などでございます。

民生費の障害児施設措置給付等事業費は、施設通所支援の給付見込額の増による増額でございます。

民生費の子ども医療費助成事業費は、医療費助成費の見込額増による増額でございます。

民生費、介護保険総務費は、原案作成負担金の実績見込み増による増額でございます。

次に、42ページをご覧ください。

衛生費の国民健康保険特別会計施設勘定繰出金は、国民健康保険特別会計施設勘定での財源更正による繰出金の増額でございます。

次に、50ページをご覧ください。

土木費の会計年度任用職員人件費は、時間外手当の増額でございます。

次に、52ページをご覧ください。

教育費の会計年度任用職員人件費は、共済費の随時改定及び通勤手段の変更に伴う増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

14ページをご覧ください。

各科目の増減は決算見込みによるものですので、主なものについて説明させていただきます。

村税は、決算見込みによる総額でございます。

16ページにまたがりまして、各種交付金は、決算見込みによる増減でございます。

18ページをご覧ください。

地方交付税につきましては、交付額確定による増額でございます。

使用料及び手数料の行政財産使用料は、自動販売機設置使用料の追加などによる増額でございます。

国庫負担金の障害児施設措置負担金、20ページにまたがりまして、障害福祉サービス等負担金は、歳出の増に伴う増額でございます。

22ページをご覧ください。

府負担金の障害児施設措置負担金、障害福祉サービス等負担金は、国庫負担金と同じく歳出の増に伴う増額でございます。

府負担金の低所得者保険料軽減負担金は、対象者の増加に伴う負担金の増額でございます。

府補助金の総合相談事業交付金は、当該交付金の内示に伴う増額でございます。

次に、24ページをご覧ください。

諸収入の後期高齢者医療定率負担金精算金は、令和4年度後期高齢者医療定率負担金の額確定による増額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 お伺いいたします。

今回で退職金の積立てが2,332万円、これはどういう想定でこの2,332万円を積まれるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見総務課長 退職手当基金積立金でございますが、今回事前に4月以降退職される方の意見を聞きまして、定年延長という方の希望が1名ございました。その1名分の退職手当基金を今後に備えて積み立てるものでございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ということは、今現状でこの積立金に関しては想定外ではないということですね。

逆に例えば、もうそろそろ3月末ですけれども、現状で退職がもうある程度分かっている方っていうのはいらっしゃるんですかね。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 3月末での退職ということでの届出といいますかというものは、把握いたしております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 若い方が結構どんどんと辞めていかれるので、非常に議会としてももう気がかりというか、もう心配になってきておりますので、それでご質問させていただきました。取りあえず3月末までではいらっしゃるということなので、取りあえず。えっ、

いらっしゃるんですか。いらっしゃるっておっしゃいましたか。ああ、そうなんですね。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 3月末までの退職はおります。給与費明細のところでもございますけども、一応退職手当ということで計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 やはり退職される方がいらっしゃるということで、先ほどおりますっていうのがおりませんって聞こえてしまったのでちょっと安心したんですけども、ぬか喜びというところでした。分かりました。できるだけやっぱり、ほんまに今後村を背負っていかれる若い方々なので、そういった方々の退職というのをできるだけ避けて、というのも長年培ったスキルと一緒に辞めてしまわれるわけですから、何とかそのあたりを努力していただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 今の田村委員の退職者のことで関連して、私のほうからもちょうと質問させてもらいます。

4, 347万円増となってるんですけども、今年度も多くの職員が退職されたことはやっぱりこれは影響してるんですかね。四千何ぼって、かなりの金額のように思うんですけども。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 一応退職者が3月末で4人ということで、1名は定年の退職ということになります。もう一名が勧奨での退職と、残り2名が若い職員といいますかという退職になります。

以上です。

○徳丸委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 すると、逆に今退職者の人数を答弁いただいたんですけど、4月に入って何人採用される予定か、これも教えてください。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 今のところは10名、保健師が2名で事務職8名というのの計10名ということです。

以上です。

○徳丸委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 採用10名って聞いたんですけど、私はいつも質問させてもうとるんですけども、90人足らずの職員の中で10名の採用というたらかなりほんまに、民間のことはあまりよく分からんけども、これだけの新人ばっかしでよう回るんやなと思って、その点はちょっと心配してるとこなんです。まあまあそれはそれとして、私の思いは、何というんか、退職は給与の面だけでは難しいところはあると思うんですよ。やっぱり何か原因があると思うんで、その点を村長を筆頭によく分析していただいて、何でやというところを見つけていただいてやっていただきたいなと思ってらんです。そうでないと村民に応えられるようなええ仕事は私はできないと絶対思っておりますんで、ひとつよろしく願いしております。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 すみません、総務課の歳入のところで、村債で1,500万円か、災害復旧費っていうのがあるんですけど、これは何の部分なんですかね。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見総務課長 予算書8ページの追加となる議案の観光施設災害復旧事業債1,500万円、この部分かと思いますが、この観光災害復旧事業債につきましては、さきの議会で災害復旧に係る分で歳出のみ予算計上しておりましたが、記載の関係で大阪府と協議しておりました結果、交付税算入のある起債が借りれるということになりましたので、今回起債を借りる運びとさせていただきました。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました、ありがとうございます。

あと、福祉課の基幹相談支援センター及び相談支援事業所への委託料の増っていうのがあるんですけど、これは一体どういう事業費なんでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 基幹相談支援センター事業費と相談支援事業なんですけれども、これまで社会福祉法に基づく社会福祉事業は非課税とされておりましたが、この障害者相談支援事業の関係につきましては社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったため、非課税扱いということで取り扱っておりましたが、このたび社会福祉事業に該当する非課税の取扱いではないということが判明しましたので、今回消費税分を計上させていただいております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 また教えてほしいんですけど、33ページに地域活性化起業人負担金で1,480万円計上されてる。これは昨年たしか、昨年のやつを見させてもうたらその倍の約2,880万円で、今回半額になっとるんですけど、これは何に使われたの、半分。

それと、前の議会で、この起業人の負担金に対しては全額交付金で対応するとお聞きしたんですけど、それに間違いはないんですかね。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 こちらは、令和5年度、今年度全体予算として2,880万円予算計上させていただきました。ほんで、実績としましては、企画のほうでぐるなびさんと560万円と、それと10月からJCOMさんに来ていただきましたんで、半年分ということで280万円ということで、合計2,880万円の分の中で補正として1,480万円の減額になっております。ほんで、こちらのほうはあくまで減額させていただいております。こちらのほうは全て交付税対象ということで考えております。

以上です。

○徳丸委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 ありがとうございます。

単純なと言うんか質問で失礼なんですけど、そもそもぐるなびって何をしてはるんですか。それをちょっと、基本的なことを教えてほしいんです。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 ぐるなびさんに来ていただいているその業務の内容ということでよろしいでしょうか。

○藤浦委員 どういうメンバーでそこを採用っちゅうんかお願いして、どういうことをしてもうてるんかって、実績やね。

○日谷秘書企画課長 ぐるなびさん、地域活性化起業人っていう国の制度で、そちらを活用させていただきまして、去年の1月1日から来ていただいております。特にふるさと納税の特産品の開発であったりとか、あるいは村の観光の情報発信であるとか、そういったところで村の活性化に向けた取組ということで協定を結んで来ていただいているということでございます。

以上でございます。

○徳丸委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 ありがとうございます。

活性化に結びついてるという、徐々に結びつくちゅうことやろうね、多分。一遍にそんな成果があるのと違うし、できるだけ起業人が、ほんまに私もよう起業について聞いてるけども、何してるんかさっぱり分からなかったもので、これからも気をつけて。前、課長の答弁でたしか田村委員の質問に対して、何か言葉は悪いけど、しどろもどろな答弁もあったような気がしておるんですけど、そこらも精査して今後ひとつよろしく願いします。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 藤浦委員のご質問のついでではないんですけど、ぐるなびさんときんきうえぶに起業人で来ていただいていますやん。このお二方が何をしておられるのかっていうのは割と見えるんですけど、残る JCOMさんがどういうことをしておられるのかをちょっと。もうだから半年ぐらいになるんですよ。見えてきませんで、どういった業務をしておられるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 JCOMさんのほうは昨年10月1日から来ていただいてまして、きんきうえぶさんのほうにつきましてはスマホ道場ということで、デジタル化の底上げということをしていただいています。ほんで、JCOMさんについてはその環境づくりというか、基本的にデジタル化を進めていくためには、操作方法も一つですが、手に取っていただく、そういう環境づくり、それから興味を持っていただく環境づくりということで、デジタル化に向けたプロモーションということで、機運上昇ということで、今のところはユーチューブでデジタル化の発信をしていただいたり、4月以降になりますが、これからデジタルを持っていただく環境づくりについて具体的にこれから協議を重ねて、協定を結びまして4月からやっていただくということになりまして、あくまで現在JCOMさんがやっていたのは、この半年の中でデジタル化への機運上昇ということで、プロモーションとかを主にやっていただいているということです。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 すみません、ユーチューブでプロモーションをしておられるっていうことなんですけど、その現状を。健康課でいろいろユーチューブでこれまでたくさんアップしてこられたのは拝見してるんですけど、このJCOMさんが担当しておられるユーチューブっていうのを拝見したことがありませんで、これはどういった形で配信しておられるのか。例えばLINEとかで流したりされてるんですかね。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 こちらのほうになりますが、1つは大阪・関西万博の共創事業ということで、JCOMオリジナルのユーチューブでご紹介いただいているというのが1つと、あともう一つが、村のホームページのほうのところで「押忍！スマホ道場」のところにリンクするという形で今載せてますので、啓発のほうがいまいちできてなかったと思いますが、その辺をもうちょっと発信しながら皆さんに見ていただけるように検討していきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 人に見ていただいてこそそのプロモーションであって、プロモーションのプロモーションが必要な状況というのはちょっと本末転倒してると思いますんで。万博関連ということなんですかね、もうちょっと村民の皆さんに姿が見えるような形でしていただけたらなというふうに思います。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案の総務民生常任委員会所管分は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第13号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により事業勘定からご説明いたします。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

総務費の総務管理費、一般管理費につきましては、コンビニ収納業務における回線手数料の増のほか、実績見込みによる減でございます。

国民健康保険団体連合会負担金につきましては、負担金確定による減でございます。

運営協議会費につきましては、実績見込みによる減です。

保険給付費の出産育児諸費、出産育児一時金につきましても、実績見込みによる減でございます。

国民健康保険事業費納付金の医療給付分は、財源更正でございます。

16ページをお願いします。

保健事業の特定健康診査等事業費につきましては、事業費確定や実績見込みによる減でございます。

基金積立金は、財政調整基金積立金の利息見込みの減によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金返還金につきましては、過年度分の特別交付金、特定健診等補助金に返還金が生じたことによる増でございます。

繰出金の施設勘定繰出金につきましては、特別調整交付金僻地診療分の確定による減でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

歳入でございます。

府支出金、府補助金の事業補助金及び保険給付費等交付金につきましては、実績見込みによる減でございます。

財産収入、財産運用収入につきましては、財政調整基金の利息見込みの減によるものでございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、実績見込みによる増減でございます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、保険料の激変緩和措置による実績見込みによる増でございます。

繰越金につきましては、財源の確定による増でございます。

12ページをお願いします。

国庫支出金、国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、交付決定による増でございます。

出産育児一時金臨時補助金は、実績見込みによる減でございます。

次に、診療施設勘定でございます。

24ページをお願いします。

歳出でございます。

総務費の一般管理費につきましては、実績見込みによる減でございます。

続きまして、22ページをお願いします。

歳入でございます。

歳入金の一般会計繰入金につきましては、収支見通しに伴う増でございます。

事業勘定繰入金につきましては、国保特別調整交付金僻地診療分処分の金額確定に伴う減でございます。

雑入につきましては、実績見込みに伴う減でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 予算書15ページの出産育児一時金負担金、これは100万円、ちょっときれいな数字なのでお伺いしたいんですけど、これが減となった理由っていうのはどういうところなのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 今現在、実績として国保被保険者の方で出産された方、お二人おられます。今現在50万円掛ける2で100万円になるんですけども、あと実績見込みとして、もう今月も残り僅かですが、国保として出てくる可能性もございますので、あとお二方を予算上確保して、あと100万円の分でお二方は不要であろうという見込みとして減額をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ということは、当初は6人ぐらいを想定しておられたということですね、承知しました。なかなかどうなんですかね、6人、多いのか少ないのか、どうなんでしょう。分かりました、ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第14号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

歳出についてご説明いたします。

本補正予算において、歳出全般の減額につきましては、全て事業決定や決算見込みによる不用額でございます。

増額部分についてご説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

総務費の一般管理費の共同電算委託料は、介護保険給付を行う際の電算処理に係る事務手数料で、処理件数増加に伴う増額です。

介護認定審査会費の認定調査等費は主治医意見書の手数料で、介護認定申請の増加に伴う増額です。

14ページをお開きください。

保険給付費の1目居宅介護サービス給付費は、要介護認定者がホームヘルプサービスやデイサービスなどの居宅サービスを受けたときに介護事業者へ支給する経費で、利用増加に伴う増額です。

6目居宅介護サービス計画給付費は、要介護者がサービス計画作成を受ける旨をあらかじめ申請し、その者が指定居宅介護支援事業者からケアプランの作成や介護サービス事業者との連絡調整などの居宅介護支援を受けたときに給付する費用で、利用増加に伴う増額

です。

その他諸費の審査支払手数料は、委託先である国保連合会に対し、介護給付費に係る審査等の業務を行うための手数料で、審査件数の増加に伴う増額です。

16ページをお開きください。

地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費の1目第1号訪問通所事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者が利用する訪問介護または通所介護に要する費用で、利用の増加に伴う増額です。

2目第1号介護予防支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者のサービス利用計画書の作成に係る費用で、対象者の増加に伴う増額です。

歳出につきましては以上です。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

歳入全般の減額につきましては、全て不用額及び歳出の減額に伴う減でございます。

増額部分についてご説明いたします。

国庫支出金の国庫補助金、5目介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援重度化防止等に向けた市町村の取組に対し、評価指標の達成状況に応じて交付されるもので、今年度の交付額が決定されたことに伴う増額です。

10ページをお開きください。

繰入金の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減分の国、府、村負担分を繰り入れるもので、軽減対象者数の増加に伴う増額です。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 15ページの居宅介護サービス給付費、こちらが727万5,000円の増、その一方で施設介護サービス給付費、こちらが839万8,000円の減ってことなんですけど、この2つって関連があるんでしょうか。それとも、別個に単純に増、減ということなのか、その点どういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 居宅介護サービス給付費といいますのは、在宅でのサービス、ホームヘルプとか通所デイサービスの利用とか、そういった利用に対する給付で、施設介護サービスっていうのは特別養護老人ホームに入っておられる方とか老人保健施設に入っておられる方の給付になりますので、別のものがございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 いや、両者が同じものかというふうにお聞きしてるのではなくて、例えばこれが居宅、要は自宅での介護を受けられるということを選択される方が増えて、その自宅を選択される方が増えた結果として施設を利用される方が減ったというふうに両者に関連がある事象なのか、それとも違うのかっていうところをもう一度ご説明いただけますでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今、委員がおっしゃられた関連性のほうはあると考えております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号令和5年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第15号令和5年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書によりご説明をいたします。

10ページをお願いします。

歳出でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の実績見込みによる保険料納付金の増及び保

険基盤安定納付金の確定による減でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

歳入でございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、実績見込みによる増でございます。

繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金は、実績見込みによる減でございます。

保険基盤安定繰入金は、確定による減額でございます。

繰越金は、財源確定による増でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 ちょっとよく分からないので教えていただきたいんですけども、今回保険料納付金が925万円増ということで、これは、要は全国的に後期高齢者医療の費用が増加しているがために増となったのか、それとも村内の増が原因なんでしょうか。原因を教えてくださいと思います。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 基本的に、当初予算でもご説明させていただいたかも知れませんが、来年度見込みの被保険者数で、所得については前々年になるんですが、その保険料を基に保険料金額の算定をして予算計上させていただいております。

今回の伸びにつきましては、年齢到達等で順次毎月75歳に到達された方は、医療保険は後期高齢者医療に移っていただくことになります。その方の実際の前年の所得をもちまして保険料をさせていただくことになるんですが、一定見込み数の中にはその方々が入ってるんですけども、前年所得っていうのは実際に賦課させていただく際にしか分からなくなりまして、一定想定よりも収入の多い方が多くあったということで、年度末調整をさせていただいて、これを広域連合納付金として保険料を頂いた分は納付させていただくという制度になってございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。75歳ということですから通常は所得はやっぱり減少傾向かなと思うんですけど、村ではまだまだ頑張っている方が大勢いらっしゃるようで、それは一つよい知らせなのかなというふうに思います。

じゃあ、大体この842万円の増減というのは、ある程度は想定の範囲内だったということでしょうか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 年度によって一定の見込みどおり行く場合もありますし、このように保険料としてが増えて、納付金も増えるという場合もございます。年度によってやはり差はあると思います。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第23号千早赤阪村介護保険条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画による保険料改定を行うもので、令和6年度から令和8年度の千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期案では、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するため、12段階から15段階への多段階化、高所得者の乗率の引上げと低所得者の乗率の引下げを図ることとしており、今回の改正では被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っております。

第9期の介護保険料の基準額であります第5段階の年額の保険料である5万5,990円に各段階の保険料を乗じた額が、各段階の年額の保険料となります。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第2条第1項について、保険料率の期間について、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までを、第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までに改めるものでございます。

次に、第1号では現行2万6,340円を2万5,480円に、第2号では現行3万7,930円を3万8,350円に、第3号では現行3万9,510円を3万8,630円に、第4号では現行4万7,410円を5万3,900円に、第5号では現行5万2,680円を5万5,990円に改めるものでございます。

次に、第6号から第8号につきましては、保険料と多段階化による文言を改めるものでございます。

第6号では現行6万3,220円を6万7,190円に、第7号では現行6万8,480円を7万2,790円に。

2 ページをご覧ください。

第8号では、現行7万9,020円を8万3,990円に改めるものでございます。

第9号から第11号につきましては、多段階化による文言の改め及び国が全国の所得分布を調査した結果に基づいた合計所得金額の基準を改めるものでございます。

保険料と併せてご説明いたします。

第9号では、現行8万6,920円を9万5,180円に改め、合計所得金額400万円未満を410万円未満に改めるものでございます。

第10号では、現行9万4,820円を10万6,380円に改め、合計所得金額400万円以上600万円未満を410万円以上500万円未満に改めるものでございます。

第11号では、現行10万9,900円を11万7,580円に改め、合計所得金額600万円以上800万円未満を500万円以上590万円未満に改めるものでございます。

3 ページをご覧ください。

第12号は、多段階化により、第15号に改め、現行10万5,360円を14万5,570円に改めるものでございます。

改正後の第12号から第14号につきましては、多段階化による号の追加でございます。

第12号は、合計所得金額590万円以上680万円未満である者であり、かつ前各号のいずれにも該当しない者などで、保険料を12万8,780円とするものでございます。

第13号は、合計所得金額を680万円以上770万円未満である者であり、かつ前各

号のいずれにも該当しない者などで、保険料を13万4,380円とするものでございます。

第14号は、合計所得金額を770万円以上860万円未満である者であり、かつ前各号のいずれにも該当しない者などで、保険料を13万9,980円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第3項は、第1段階の被保険者に対する軽減について定めており、令和5年度における保険料1万5,800円を、令和6年度から令和8年度までの保険料を1万5,960円に改めるものでございます。

第4項は、第2段階の被保険者に対する軽減について定めており、令和5年度における保険料2万6,340円を、令和6年度から令和8年度までの保険料を2万7,160円に改めるものでございます。

第5項は、第3段階の被保険者に対する軽減について定めており、令和5年度における保険料3万6,880円を、令和6年度から令和8年度までの保険料を3万8,350円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 予算と直接関係ないかもしれませんが、先日条例改正で不手際がありましたね。池西部長のもとでは非常に珍しいちゅうのかなと思っております。これは、やっぱり私自身、担当課だけの問題ではないと思うんです。たまたまいろんな条件が重なってこういうことになったと思っております。

要望としては、介護保険っていうのは絶対にやめられない事業であることは認識しております。そこでまた、村長にお願いなんですけども、住民福祉の向上などにも力をこれにも入れていただくことを要望して終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 ほかに質疑はありませんか。

井上委員。

○井上委員 説明ありがとうございました。

多段階に細かくされているっていうので見てると、言えば高額の収入の方にご負担をいただくっていうことになってると思うんですけど、そういう認識でよかったでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 おっしゃるとおり所得の高い方には負担していただくということで、あと多段階化することによって中間所得層の方についても、村のほうはその人数が多いわけですが、その方々の負担も少し和らぐようにということでいろいろ検討させていただいて、15段階にさせていただきました。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和6年3月総務民生常任委員会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後2時12分 閉会

委員会条例第 27 条の規定により、ここに署名する。

総務民生常任委員会

委 員 長 徳 丸 初 美